

金融商品仲介の新商品の取扱い開始について

あおぞら銀行では、2018年11月14日（水）より金融商品仲介の新商品の取扱いを開始しますので、下記のとおりご案内いたします。

今後ともお客様の多様なニーズにお応えできる商品・サービスのご提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 商品概要

商品名称	外貨建て外国債券
取引態様	金融商品仲介（委託金融商品取引業者：あおぞら証券株式会社）
取扱通貨	米ドル、豪ドル
商品の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で発行される債券。 ・購入代金の払込、並びに利息および償還金等全ての支払は取扱通貨（外貨）で行われる。

※ご契約に際しては、契約締結前交付書面等を必ずご確認ください。

2. 商品選定理由

当行では、金融商品仲介において、日経平均株価等の株価指数を参照するタイプを中心とする仕組債を継続的にご提供し、お客様にご支持いただいております。

本商品は仕組債とは異なり、デリバティブを組み込まないシンプルな外貨建て商品です。本商品の導入により、お客様に、これまで以上に幅広い選択肢をご提供できるものと考え、採用することとしました。

以上

<お問合せ先> 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

【お取引店】

本店	0120-096-231	上野	0120-268-231	京都	0120-101-860
札幌	0120-107-231	池袋	0120-099-511	大阪	0120-234-531
仙台	0120-198-231	千葉	0120-400-586	梅田	0120-812-468
新宿	0120-126-231	横浜	0120-458-084	広島	0120-550-430
日本橋	0120-031-608	金沢	0120-283-430	高松	0120-512-311
渋谷	0120-050-353	名古屋	0120-321-876	福岡	0120-100-835
フィナンシャルオアシス自由が丘（渋谷支店自由が丘出張所）			0120-036-600		
インターネット支店(*)（あおぞらホームコールで受け付けます。）			0120-250-399		

(*)受付時間 9:00～19:00（土・日・祝日を除く）

①【金融商品仲介について】

- 金融商品仲介業務とは、銀行等が金融商品取引業者の委託を受けて、金融商品取引の媒介、有価証券の募集の取扱い等（勧誘等）を行い、お客さまと金融商品取引業者を当事者とする金融商品取引を成立させる業務です。当行は、あおぞら証券からの委託を受けて、取引の媒介（勧誘等）を行います。（お客さまの取引の相手方は、あおぞら証券となります。）
- 当行で金融商品仲介業務における取扱商品をご購入いただくためには、あおぞら証券に取引口座を開設いただく必要があります。なお、取引口座に口座管理料はかかりません。
- 適切な情報提供や資産運用のご提案などを行うために、投資のご経験や運用の方針などをヒアリングさせていただきます。これらの内容によってはご購入いただけない場合があります。
- お客さまに関する情報は、お客さまが取引口座を開設するあおぞら証券と当行との間で共有させていただきます。
- ご購入に関しては、契約締結前交付書面および目論見書をお渡ししますので、十分にお読みいただき、必ず内容をご確認のうえ、ご自身の判断と責任でお申し込みください。契約締結前交付書面および目論見書は、当行本支店にご用意しております。
- 金融商品仲介業務における取扱商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
 - <登録金融機関>
商号等：株式会社あおぞら銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第8号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
 - <委託金融商品取引業者>
商号等：あおぞら証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1764号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

②【仕組債・外貨建て債券に関するご注意点】

- 当行取扱いの仕組債・外貨建て債券（以下、あわせて「仕組債等」といいます。）は、金融商品仲介業務における取扱商品です。
- 当行取扱いの仕組債には、店頭デリバティブ取引等に類する複雑な仕組みの商品も含まれます。
- 元本の保証はありません。
- 運用による損益は、すべて、仕組債等を保有するお客さまに帰属します。
- 私売出しましたは私募の仕組債等には、当該債券を取得し又は買付けた者がその取得又は買付けに係る当該債券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止されている旨の制限が付されています。
- ご購入時には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 仕組債等の購入に伴う受渡代金の決済、利払い、償還等が外貨で行われ、当行または他行において円貨から外貨、または外貨から円貨に交換する場合には、当行または他行が決定する手数料がかかります。（当行では交換ができない通貨があります。）
- 外貨建ての仕組債等の購入に伴う受渡代金の決済、利払い、償還等を円貨で行う場合、お客さまには売買等にあたり、外国為替市場の動向を踏まえてあおぞら証券が決定した為替レート（当社所定の為替スプレッドを含みます。）で円貨と外貨を交換していただく必要があります。
- 購入代金を外貨で支払う外貨建て債券については、利金、償還金、満期日前に売却した際の代金はすべて外貨での決済となり、円貨でのお申し込みや、円貨でお受取りいただくことはできません。
- 購入代金を円貨で支払う外貨建て債券については、利金、償還金、満期日前に売却した際の代金はすべて円貨での決済となり、外貨でのお申し込みや、外貨でお受取りいただくことはできません。
- 仕組債等の価格は、市場の金利水準、参照する株価指数、為替レート等の変化、発行体の信用状況の悪化等により変動しますので、償還前に売却する場合には、損失が生じ投資元本を大きく割り込むおそれがあります。
- 発行体の信用状況の悪化等により、元利金の支払いが受けられない場合には、損失が生じ投資元本を大きく割り込む、又は投資元本を喪失するおそれがあります。
- 発行体が所在する国等の政治・経済・社会情勢の変化により、元利金の支払いが不履行に陥る可能性があります。
- 仕組債等は金融商品取引所その他日本国内外の取引所に上場されておらず、流通市場も確立されていないため流動性が低く、買取価格の提示がすぐにできない場合や償還前の売却ができない場合があります。
- 仕組債には、償還価格や償還金の支払通貨が償還時に参照する株価指数、為替レート等に連動して決定される場合があります。償還時の株価指数、為替レート等が所定の水準以下に下落するもしくは所定の水準以上に上昇する等により損失が生じ償還額が投資元本を大きく割り込むおそれがあります。
- 購入単価が額面金額の100%を超えている場合には、償還時に償還差損が発生します。
- 仕組債には、クーポン（利率）が、参照する株価指数、為替レート等に連動して決定される場合があります。この場合、結果的に市場実勢に比べ、低クーポンでの運用が継続するおそれがあります。
- 外貨建ての仕組債等の場合、為替レートの影響を受けるため、投資元本を大きく割り込むおそれがあります。
- 信託社債形式の仕組債においては、信託財産となる証券の発行者、預金の預入金融機関又はデリバティブ契約の相手方の財務・経営状況の悪化等により、元利金の支払いが受けられない場合には、損失が生じ投資元本を大きく割り込む、又は投資元本を喪失するおそれがあります。

株式会社あおぞら銀行